九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

九州大学百年史 第7巻 : 部局史編 IV

九州大学百年史編集委員会

https://doi.org/10.15017/1801803

出版情報：九州大学百年史. 7, 2017-03-31. 九州大学
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

第 64 編

高 等 教 育 機 構

第 1 章　全学共通教育の創設

九州大学の教養教育については、1949（昭和 24）年の創設、1963 年の官制化以来実施の責任母体であった教養部が 1994（平成 6）年 3 月に廃止されたことに伴い、これまでの教養部という教養課程に代わる今後の「教養教育」の実施について検討する必要が生じた。実施体制としては、学部がそれぞれ独自に、その学部における教育のすべてに責任をもって運営することも選択肢のひとつではあったが、結果として同年 4 月に設置された大学教育研究センターを中心とし、4 年（6 年）一貫教育の実現と全学部が協力して教養教育を実施するという理念の基に「全学共通教育」を創設することとなった。

このことは、教養部廃止後の教養教育を軽視することなく、全学出動による新たな体制を整えることで、大学として同教育を引き続き重要視し、これまで以上に創意工夫を凝らして発展させていくことの決意でもあった。

この大学の大きな決断を受け、これまでの教養部に代わり教養教育に係るマネジメントを委ねられた大学教育研究センターは、設置目的として「全学共通教育を円滑に運営すること」が掲げられ、「全学共通教育の実施に伴う企画・運営」、「全学共通教育の実施に伴う学生の修学指導支援」が、教養部廃止後の混乱期における重要な役割であった。

大学教育研究センターが全学共通教育の企画・運営を担うことに伴い、「大学教育研究センター委員会」が全学共通教育に関する審議機関となった。その下部組織として「全学共通教育実施委員会」が設置され、配下には「教養教育第一」「教養教育第二」「言語文化教育」「健康・スポーツ科学教育」「基礎科学教育」の 5 つの実施部会が設けられた。

また、全学共通教育実施委員会に並列して、全学共通教育の実施状況を継続して点検・評価・改善するために「全学共通教育自己点検・評価委員会」を設置し、配下には「教養教育等」「言語文化教育」「基礎科学教育」の 3 つ

の評価改善委員会が設けられた。

さらに、全学共通教育に対する全学的な責任体制をより明確・確実にするために、大学教育研究センター委員会の上部組織として、全学共通教育を統括する「学部一貫教育委員会」（議長は総長、構成員は部局長）を新設し、全学共通教育創設時の体制を確立した。

全学共通教育創設から 3 年が経過した 1997 年 4 月には、全学共通教育の実施に関する全学協力の大前提が薄れつつある教官の意識状況や不公平感を踏まえ、将来的に全学共通教育を継続して安定的に実施していくためには全学的な責任体制の再構築が必要となった。このことから、総長統括の下、「教育審議会」（議長：総長）を設置し、その配下には「教務委員会」（委員長：総長が指名する副学長）と「全学共通教育実施委員会」（委員長：大学教育研究センター長）の全学委員会を配置することによる体制整備を行い、全学共通教育のより円滑な実施を図った。

この体制におけるそれぞれの審議組織の役割は、

「教育審議会」

（1）大学院教育に係る全学共通事項の基本方針の審議

（2）学部教育に係る全学共通事項の審議

（3）全学共通教育に係る基本方針の審議

（4）大学院教育と学部教育の連携に係る基本方針の審議

（5）学位に係る重要事項の審議

（6）教職課程教育に係る基本方針の審議

（7）教務事務に係る重要事項の審議

（8）その他大学院の学府教育および学部教育に係る重要事項の審議

「教務委員会」

（1）大学院教育に係る共通事項の全学的調整

（2）学部教育に係る共通事項の全学的調整

（3）全学共通教育科目のカリキュラムに係る具体的事項の審議

（4）全学共通教育科目の授業計画に係る具体的事項の審議

（5）全学共通教育の実施計画等に係る全学的調整

（6）学位に係る具体的事項の審議

（7）教職課程教育の実施計画に係る具体的事項の審議

（8）教務事務に関する全学的調整

（9）その他大学院の学府教育および学部教育に係る事項の審議

「全学共通教育実施委員会」

（1）全学共通教育科目の授業計画案の作成

（2）全学共通教育の実施計画等の作成

（3）共通教育の実施に係る必要な調整

とし、それぞれの役割を遂行することによって相互に補完が可能となり、九州大学の教育をより効果的に提供することが可能となる体制の構築であった。

さらに、「全学共通教育実施委員会」の下には、「教養教育科目」「言語文化科目」「健康･スポーツ科学科目」「基礎科学科目」の 4 つの実施部会を設置し、各科目における企画・運営等に係るきめ細やかな検討を行うことで、教養教育のさらなる充実を図った。

なお、この一連の再構築においては、全学共通教育に対する大学教育研究センターの関わり方を実施業務のみに限定（削減）した。これは全学における全学共通教育に係る責任体制の弱体化を未然に防ぐ考えに基づき行われた。

第 2 章　全学教育機構の設置

1999 年 5 月、九州大学の将来構想として研究院制度の導入に係る検討が開始された。将来構想における学部教育組織に関しては、柔軟性と弾力性のある教学運営体制が実現する可能性を有していたため、現在の全学共通教育の実施運営体制に関して解消すべき様々な問題・課題を有していることを考えれば、研究院制度の構想にあわせて九州大学における全学共通教育の将来像およびその責任体制を再検討することは有益であるとの判断により、将来計画小委員会の下に「全学共通教育の責任体制のあり方検討プロジェクトチーム」が設置された。

このプロジェクトチーム会議においては、まず現体制が旧教養部のような責任ある統一的な実施運営母体が明確でないことから生じる全学的な各種の混乱と運営に対する不満が噴出している現状を鑑み、以下の問題点を洗い出した。

（1）固有の教官組織がないため、教える側が固定されず、ローテーション方式などの教育分担制に伴う継続的な教育責任意識と教育改善努力の欠如

（2）教官個人と所属部局の教育責任意識および責任体制の不明確さに対する学生、教官の不満

（3）カリキュラム編成・内容等での一貫教育の理念にそぐわない専門教育と共通教育の不整合

（4）1 学年約 2500 人の多様な修学目的をもつ学生に対して「共通教育」という建前から生じる矛盾

さらに以下の問題が国立大学協会から指摘されていた。

（1）制度的な問題：教養教育の責任母体が制度上空洞化し、実施組織が大学教育センター、共通教育運営委員会等へ移行したことにより、複

雑で困難な学内調整を行わないと運営が難しい状況になっている。

(2) 理念と内容の問題：社会や文化の諸状況が大きく変わってきている今日、すでに教養主義や修養主義ないし一般教育といったこれまでの「教養教育」の理念が空洞化あるいは形骸化しつつあり、それを埋めるべき従前の理念に代わる時代に即し、かつ現行大学制度のなかで実施可能な新しい理念を打ち立てられないでいる。

これらの課題を踏まえ、同年 6 月には、研究院制度では、教官組織としての研究院と教育実施組織としての学部が分離されていることから、全学教育科目においても教育運営組織と全学教官の教育関与（授業担当）の体制を明確にする必要があるとして、専攻教育以外の全学教育全体の企画立案と実施運営および全学科目の提供（担当）について、総括的・主体的に関与する責任組織として「全学共通教育機構」を設置することを答申し、評議会において承認された。

なお、本機構の運営については、

・機構は、副学長・各研究院長および学科目担当教官等で構成される全学機構であり、副学長を機構長とする。
・機構は、各科目における世話部局の企画立案に基づき、授業科目担当教官を所属の各研究院から配置するなど、全学教育の実施にあたる責任組織となる。
・各研究院教官は、機構の開設する学科目の担当教官となる。
・各科目の世話部局は、科目部会等を主宰するなど各科目の実施計画全般について主体的な企画立案を行う。
・大学教育研究センターは、機構の構成組織として大学教育の調査研究、企画立案・実施の補佐等にあたる。

こととされた。

また、同年 10 月には、九州大学中・長期計画策定プロジェクトチームの教育体制プロジェクトが新たに設置され、「全学共通教育の責任体制のあり方

検討プロジェクトチーム」の答申等に基づき、計 17 回の会議を開催し、全学教育の企画・実施体制について検討を重ねた。その結果、2000 年 5 月開催の将来計画小委員会に以下の通り提案した。

(1) 全学教育に係る企画、実施の責任組織として「全学教育機構」を設置する。

(2) 機構は、機構を統括する「全学教育機構委員会」（委員長：総長）、全学教育科目の教育内容や FD などに関する企画を担当する「全学教育企画委員会」、授業計画の作成・実施を担当する「全学教育実施委員会」「21 世紀プログラム実施委員会」「全学教育自己点検評価委員会」により組織する。

(3)「全学教育機構委員会」の下に機構長を置き、機構長を副学長とし、機構内の各種委員会の委員長とする。

(4)「全学教育企画委員会」および「全学教育実施委員会」にそれぞれ科目部会（「教養教育」「言語文化」「健康・スポーツ」「情報処理」「基礎科学」）を置き、各科目には主体的に企画・実施にあたる世話部局を定める。

(5)「全学教育企画委員会」および「全学教育実施委員会」の役割について、次のとおり提案する。

「全学教育企画委員会」

・全学教育の理念・目標の原案作成
・全学教育のカリキュラム枠組の作成（全学の統一性と学部の独自性に係る調整）
・各科目区分の教育目標の原案作成
・教育方法の改善および授業担当のあり方に係る検討（開講クラスの規模、担当部局のあり方、FD など）
・各科目の共通授業概要の作成とシラバスの運用
・成績評価のあり方の検討

・自己点検・評価、外部評価に基づく教育改善
・その他教育の内容および方法に関わること

「全学教育実施委員会」

・授業計画の作成
・授業時間割の作成
・授業の実施および履修の管理に関わること（授業日程・期末試験等の管理、専攻教育時間割との調整、授業担当者の病欠等への対処、授業担当者の確定）
・全学教育科目を担当する教官の選定に関すること
・授業科目の単位の認定に関わること
・既修得単位等の認定に関わること（外国での履修単位、検定試験に基づく学習実績等）
・学生および教官に対する全学教育についての情報提供に関すること（履修要項・履修の手引き・担当教官要項等の作成、教育に関わる広報等）
・学生の履修についての指導および履修に関わる苦情に関すること
・教育実施経費に関わること
・その他教育の実施に関わること

なお、この構想において大学教育研究センターについては、全学教育機構に参画はするが、機構そのものには位置付けないこととした。また、機構内の「全学教育企画委員会」および「全学教育実施委員会」については、全学教育に関する企画・実施を担当する組織で、機構外の「教育審議会」および「教務委員会」は審議を行う機関と位置付けられた。

この教育体制プロジェクトの提案により、2000 年 11 月に機構長を総長、副機構長を副学長、また全学教育機構委員会の下部組織である各委員会の委員長を副機構長（副学長）に変更したうえで「全学教育機構」を設置した。

また、全学教育機構の設置に伴い、これまでの全学共通教育は、2001 年度

から「全学教育」に改称されることとなった。

第 3 章　高等教育機構の設置

2001 年 4 月、全学教育企画委員会は、総長補佐会からの付託を受け、さらなる全学教育の改革に取り組むこととなり、委員会の下にワーキング・グループ（以下 WG）を設置し、具体的な検討を開始した。

2003 年 4 月、現行の体制における教育に関する各委員会は、ルーティン的な課題や部局等からの課題提示に対する対応のみで忙殺されている現状を踏まえ、今後、答申等の分析や教育を取り巻く環境の変化等社会のニーズに的確に反応し、迅速に企画・提案していく機能を充実させる必要があることから、将来計画委員会の下に「教育改革推進委員会」を設置した。また、教育改革推進委員会および教育に係る各委員会の任務を支援するために「教育改革推進室」を新設した。

同年 7 月、総長補佐会からの付託により全学教育の改革を検討していた全学教育企画委員会 WG は、「全学教育は、学部教育全体に関わるものとして総合的に検討を進める必要がある」として、今後における検討を教育改革推進室に設置された WG に付託した。

2004 年 3 月、教育改革推進室 WG は、①全学教育を考える上では、専攻教育との関係の整理及び調整が必要であること、②学士教育を全体として調整するための責任と権限を有する全学組織を整備する必要があること、との見解を全学教育企画委員会へ示した。

同年 11 月、全学教育の実施に責任を有している全学教育企画委員会および全学教育実施委員会は、各方面から示された意見等を勘案した総意として、

（1）全学教育は、学部における教育課程との関わりの中で策定し実施すべきものであること、および全学部の責任の下に実施する必要があることを共通認識とし、そのための対策を講じること。

（2）学部における教育課程（全学教育を含む）を大学全体として調整す

るための責任と権限を有する全学組織を早急に整備すること。

（3）上記全学組織での決定事項は、速やかに実行に移されるべきものであることについて、あらかじめ全学の合意を得ること。

（4）全学教育の充実を期すため、九州大学における修学指導体制や教育評価制度等の確立を急ぐべきこと。

との進言を全学教育機構委員会等に行った。

また今後、新高等学校学習指導要領に対応した 2006 年度カリキュラムの検討を進めるとともに新たな全学組織を同カリキュラム開始と共に設置するというスケジュールが示された。

2006 年 6 月、全学教育企画委員会および全学教育実施委員会からの進言を踏まえ、教育改革を推進する体制の再整備として、「高等教育機構」が設置された。

高等教育機構は、総長を機構長とし、九州大学の教育改革方針の策定等を担う「教育改革企画支援室」と教育改革、入学者選抜方法、学生生活・修学支援、就職・進学支援などの実施・推進ならびに高等教育等の研究・開発を遂行する「高等教育開発推進センター」の 2 つの組織で構成された。

また、高等教育機構と教育関係各委員会の機能を高め、社会の要請に応えていくために、次のとおり委員会の再編を行った。

・将来計画委員会の下部組織である「教育改革企画委員会」（2005 年 4 月「教育改革推進委員会」から名称変更）を廃止し、当該機能を高等教育機構内で整備

・「全学教育機構委員会」と「教育審議会」を統合して「高等教育審議会」に改組し、その配下に「教務委員会」と「全学 FD 委員会」を設置

・「教務委員会」の配下に「全学教育」、「学府共通教育」、「21 世紀プログラム」および「教職課程」の各専門委員会を設置

・「全学 FD 委員会」の配下に「全学教育 FD 専門委員会」を設置

今後、社会の動向や要請を踏まえ、高等教育機構内の 2 つの組織を中心に、

入学から卒業・修了までの教育活動を随時点検し、改善・改革を組織として積極的に実施することにより、高度な知識基盤社会を支える人材を育成することとされた。